

役員選出規程

第1章 総則

- 第 1 条 本規定は、公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第 5 章（役員） 2 3 条（選任等）の規定に基づいて、役員を選任についての事項を定める。
2. 現行の理事定数は15名とする。なお主な職能が臨床工学技士である普通会員から選出される理事（以下内部理事）は8名、それ以外は主な職能が臨床工学技士以外の学識者（以下外部理事）とする。
3. 監事は、2名選出する。（正会員（内部監事）もしくは学識者（外部監事））
4. 内部理事、内部監事は立候補制とする。

第2章 選挙権および被選挙権

- 第 2 条 選挙権は選挙告示日現在会費を完納している普通会員に限る。被選挙権は、2年以上会員としての資格を有し、選挙告示日現在、会費を完納している普通会員に限る。

第3章 外部役員推薦委員会

- 第 3 条 外部役員を選出するために、外部役員推薦委員会（以下推薦委員会）を設ける。
- 第 4 条 推薦委員会の委員長は会長とし、他に正会員の中より若干名を会長がし委嘱し、推薦委員会を構成する。
- 第 5 条 推薦委員会は、次の業務を行う。
- (1) 会長は役員選挙の告示に併せ推薦委員会を設ける。
- (2) 外部役員候補者を選出し、名簿を作成する。
- (3) 総会へ推薦する外部役員候補者名簿の提示と報告を行う。
- (4) その他、外部役員推薦に必要な事項を行う。
- 第 6 条 推薦委員会の委員の任期は役員選挙の告示に始まり、総会終了時までとする。

第4章 選挙管理委員会

第7条 内部役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第8条 選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第9条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示（投票日の60日以上前）。
- (2) 役員立候補届けの受理、資格審査。
- (3) 候補者氏名の公示（投票日の20日前）。
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示。
- (5) 総会への選挙結果報告。
- (6) その他、選挙管理に必要な事項。

第10条 選挙管理委員の任期は2年とする。

第5章 内部役員選挙

第11条 内部役員に立候補しようとするものは、選挙管理委員会が定めた立候補届出書（第1号様式）を選挙管理委員会に規定期日までに届出なければならない。ただし同時に2つ以上の候補者となることはできない。

2. 推薦による立候補の場合は、立候補届出書（第1号様式）に正会員3人以上の推薦が必要である。

3. 上記の立候補する者は、過去に当会による除名、もしくは解任の処遇を受けていないものに限る。

第12条 選挙管理委員会は届出が有効と認めたときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない

第13条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる日までに、本人が署名した立候補辞退届出書 を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することができる。

第14条 立候補届け出の締切は、投票日45日前とする。

第15条 選挙は正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、監事は単記制とする。

第16条 役員の出選者は、それぞれ得票数の多い候補者から順次当選とする。

2. 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

第17条 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を越えないとき、または越えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。

2. 立候補の締切日を経過するも、候補者数が定数を満たないときは理事会が定数内で内部役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦する事ができる。この場合も無投票で当選者を定めることができる。

第6章 欠員の補充

第18条 当選した内部役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。

第19条 繰り上げ当選者により次点者がいなくなった場合は、理事会が推薦したものを総会の承認を受け、役員とすることができる。

第20条 外部理事、外部監事欠員の場合は総会の承認を受け理事会が選任することができる。

第7章 異議の申し立て

第21条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第8章 立候補ならびに当選の取り消し

第22条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

付則 この規定は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上